

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容		耐震改修計画変更認定	
根拠法令及び条項		建築物の耐震改修の促進に関する法律 第21条	
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙参照		
処分基準 設定年月日	平成7年10月27日	処分基準 最終変更年月日	平成25年 5月29日
所管部署	まちなみ共創部 建築指導課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

- ①建築物の耐震改修の促進に関する法律 第21条、第18条第1項、第2項、第17条第3項

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>

- ②建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(別添) 第一、第二

<http://www.mlit.go.jp/common/001020211.pdf>

- ③建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について (技術的助言)

http://www.kenchiku-bosai.or.jp/files/06-3839_law.pdf